

平成 30 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

L2-Tech 導入実証事業

Q&A 集

Ver. 1

(平成 30 年 5 月)

公益財団法人北海道環境財団

※本 Q&A 集は、予告なく追記、変更されますので予めご了承ください。

目次

(A) 応募申請条件に関すること	1
A-Q1 一社で複数の応募はできますか。	1
A-Q2 リースで対象設備を導入する場合でも応募できますか。	1
A-Q3 リースの場合は、導入した設備機器の法定耐用年数以上の契約期間が必要ですか。	1
A-Q4 法定耐用年数の期間内で、リース会社から共同申請者に対する所有権移転は認め られますか。	1
A-Q5 システムの構築に伴う建具工事等の付帯工事も補助の対象になりますか。	1
A-Q6 複数年度の事業は、応募対象となりますか。	1
A-Q7 他の補助金と併用は可能ですか。	1
A-Q8 本年度の公募は、1回だけですか。	2
A-Q9 省エネ率やCO ₂ 削減量の数値目標などはありますか。	2
A-Q10 要件の文中にある、運用条件や実証データのレベルや精度はどの程度を想定して いるのですか。	2
A-Q11 「利便性や効用を維持しつつ」というのは、具体的にどのようなことですか。..	2
A-Q12 補助事業の要件にある、「新規導入」とは、新たに作る建物に設備を導入すること も含まれますか。また、新規導入の場合の削減効果の算定方法を教えてください。	2
A-Q13 「先進性」のレベル等について、教えてください。	3
A-Q14 必ず複数の製品の組み合わせでないと応募できないのでしょうか。	3
A-Q15 計画している応募内容と同等内容で他事業者が既に採択されている場合は採択 されないのでしょうか。	3
(B) 補助事業期間に関すること	4
B-Q1 補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。	4
(C) 補助対象設備に関すること	5
C-Q1 補助対象となる設備機器は、「L2-Tech リスト」や「L2-Tech 認証製品リスト」に掲 載されているものに限られますか。	5
C-Q2 付帯工事の範囲はどこまででしょうか。	5
C-Q3 既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。	5

C-Q4	設備設置のために必要となる、建屋の建築およびその基礎工事は対象となりますか。	5
(D)	補助対象経費に関すること	6
D-Q1	申請額に消費税を含めて良いですか。	6
D-Q2	採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。	6
D-Q3	補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。	6
D-Q4	補助事業完了年とその後3年間にわたり「事業報告書」を提出するとありますが、エネルギー使用量の計測器購入および設置費用は、補助対象経費になりますか。	7
D-Q5	補助金の上限値、下限値はありますか。	7
D-Q6	概算払を受けることができますか。	7
D-Q7	利便性、効用の維持を証明するための費用も補助対象となりますか？	7
(E)	応募申請書類及び手続に関すること	8
E-Q1	共同申請を行う際、応募申請書（様式1）の申請者は、誰にすれば良いですか。	8
E-Q2	実施計画書（様式2）の「事業実施の代表者」は、誰にすれば良いですか。	8
E-Q3	実施計画書（様式2）の「事業実施の担当者」は、誰にすれば良いですか。	8
E-Q4	各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページでも公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でもよろしいでしょうか。	8
E-Q5	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	8
E-Q6	代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要でしょうか。	8
E-Q7	応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積りの取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請は可能ですか。	8
E-Q8	応募にあたっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書）等が求められていますが、その時も相見積が必要ですか。	9
E-Q9	公募要領にある「個人情報の取扱事項」は、特に同意書を提出する必要はないのでしょうか。	9
E-Q10	応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、ど	

のように対応すれば良いですか。	9
E-Q11 補助金の申請単位が事業所単位となっていますが、建物全体ではなく一部分の申請でも可能でしょうか。	9
(F) 補助事業の実施に関すること	10
F-Q1 業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。	10
F-Q2 工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。	10
F-Q3 交付決定前に工事業者等への発注をしている場合は、補助対象となりますか。	10
F-Q4 工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	10
F-Q5 補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	10
F-Q6 見積合せの業者として代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。	10
F-Q7 平成31年2月28日まで事業が完了している必要があるとありますが、引渡しが終わっていれば良いのでしょうか。	10
F-Q8 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いのでしょうか。	11
F-Q9 応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更しても構いませんか。	11
F-Q10 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。	11
F-Q11 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。	11
F-Q12 補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	11
F-Q13 既設の設備の処理には、制約や届出の必要はありますか。	12
F-Q14 補助事業が完了した後は、どのような報告書類の提出が必要ですか。	12
F-Q15 CO ₂ 削減量について、申請時と実績値に差異が生じた場合はどうすればいいですか。	12
F-Q16 情報公開を可能とした場合は、自社で有する独自のノウハウなども対象となるのでしょうか。	12
F-Q17 J-クレジットは必ず認証を受ける必要がありますか。	12
F-Q18 当該J-クレジットを移転又は無効化してはならないということは、事業者のものにならないということですか。	12

- F-Q19 J-クレジット認証を受ける費用は補助対象となりますか。 13
- F-Q20 ファイナンスリースを利用した場合、J-クレジットの所有権については、ファイナンスリース事業者が所有せずに、共同事業者が所有することは認められますか。
..... 13
- F-Q21 先進性のある技術やシステムにおいては、J-クレジットの方法論がないと考えられますが、どのように対処すべきでしょうか。 13

(A) 応募申請条件に関すること

A-Q1 一社で複数の応募はできますか。

A: 可能です。

なお、公平性や波及効果の観点から、複数応募のうち1件の採択が決まった場合は、他者の応募が優先される場合などがあります。

A-Q2 リースで対象設備を導入する場合でも応募できますか。

A: リース会社を利用しての設備機器の導入も補助事業の対象となります。この場合は、

① ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、設備機器を使用する事業者との共同申請とすること

② リース料から補助金相当分が減額されていること

③ 補助事業により導入した設備機器を法定耐用年数まで継続して使用することを条件とします。

A-Q3 リースの場合は、導入した設備機器の法定耐用年数以上の契約期間が必要ですか。

A: 自己資金購入、ファイナンスリースにかかわらず、法定耐用年数の所有と使用が要件となります。リースの期間についてはこちらから指定するものではありませんが、法定耐用年数期間を満了するまで継続して補助対象設備を使用する契約内容でない場合には、財産処分の必要が生じ、その結果補助金の返還義務が生じる可能性がありますのでご注意ください。

A-Q4 法定耐用年数の期間内で、リース会社から共同申請者に対する所有権移転は認められますか。

A: 認められません。ファイナンスリースのうち、所有権移転外リースが対象となります。

A-Q5 システムの構築に伴う建具工事等の付帯工事も補助の対象になりますか。

A: 導入した技術やシステムを構築するために必要となる最低限の付帯工事費は補助の対象に含めることができます。したがって、工事内容の状況により判断されます。

A-Q6 複数年度の事業は、応募対象となりますか。

A: 平成30年度の単年度事業が応募対象となります。

A-Q7 他の補助金と併用は可能ですか。

A: 以下の場合により可否を判断します。

(1) 本補助事業以外の国の補助金

本補助事業以外の国の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む。）を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみを受給となります（重複する場合は、適時申告してください。）。

（２）地方公共団体等からの補助金

地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当財団）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当財団の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当財団からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります（地方公共団体等の補助金との併用には、申請時に、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱等を提出いただきます。）。

A-Q8 本年度の公募は、1回だけですか。

A: 本公募の採択結果において、さらに補助金の交付が可能な場合、追加公募を行う場合があります。その際は、当財団のHP等において周知いたします。

A-Q9 省エネ率やCO₂削減量の数値目標などはありますか。

A: 数値目標は設定しておりませんが、2030年、2050年の温室効果ガス排出削減目標の実現に資する技術・システムであることとします。

A-Q10 要件の文中にある、運用条件や実証データのレベルや精度はどの程度を想定しているのですか。

A: 申請者から提案いただき、審査されます。実施計画書の【実証の方法・計画】欄に具体的に記載してください。

A-Q11 「利便性や効用を維持しつつ」というのは、具体的にどのようなことですか。

A: 我慢を強いることなく、快適性を維持して置き換えられるものであれば問題ありません。

A-Q12 補助事業の要件にある、「新規導入」とは、新たに作る建物に設備を導入することも含まれますか。また、新規導入の場合の削減効果の算定方法を教えてください。

A: 新築の事業場や工場に導入するものも対象となります。
削減効果の策定は、財団ホームページからダウンロードできる地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックに従って算出してください。

A-Q13 「先進性」のレベル等について、教えてください。

A: 業界等の領域を牽引する先端性先進性をもつこととお考えください。初めて世の中に出る技術やシステムでなければならないということではありません。

A-Q14 必ず複数の製品の組み合わせでないと応募できないのでしょうか。

A: 設備機器の効率向上だけでなく、適切な計画設計を通じてエネルギー需要を制御することにより利便性や効用を維持しつつCO₂排出を削減する技術であれば単体製品でも応募対象となります。

A-Q15 計画している応募内容と同等内容で他事業者が既に採択されている場合は採択されないのでしょうか。

A: 地域の気候傾向や規模なども考慮するので一概には不採択になるとは言えませんが、劣後する可能性は高くなります。

(B) 補助事業期間に関すること

B-Q1 補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。

A: 財団の交付決定日から補助事業完了日までとなります。なお、補助事業完了日は、平成31年2月28日までとします。

補助事業完了日には、補助事業者による補助対象設備の検収確認が完了し、施工業者等から引渡しが済み、原則、支払が完了（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は平成31年3月8日までに領収書等の支払いを証する書類を財団に提出すること。）していることが必要になります。

したがって、設備機器等の納期、設置工事の工期等も十分に検討のうえ、事業計画を作成してください。

(C) 補助対象設備に関すること

C-Q1 補助対象となる設備機器は、「L2-Tech リスト」や「L2-Tech 認証製品リスト」に掲載されているものに限られますか。

A: 利便性や効用を維持しつつ CO₂ 排出量を削減する技術やシステムであれば「L2-Tech リスト」や「L2-Tech 認証製品リスト」に掲載されている必要はありません。

C-Q2 付帯工事の範囲はどこまででしょうか。

A: エネルギー起源 CO₂ の削減を達成するために必要な設備機器の導入に係る範囲のものは対象となりますが、例えば、他に転用ができるものは対象とはなりません。

C-Q3 既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。

A: 対象とはなりません。設備更新の場合、「撤去に係る工事費」と「設備導入に係る工事費」とは切り分けた上で、後者のみを補助対象に計上してください。

C-Q4 設備設置のために必要となる、建屋の建築およびその基礎工事は対象となりますか。

A: 対象とはなりません。

(D) 補助対象経費に関すること

D-Q1 申請額に消費税を含めて良いですか。

A: 消費税を抜いて申請してください。

ただし、以下の補助事業者（代表事業者）については、消費税を含めて交付申請することが可能です。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、国内における「消費」に担税力を求め、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売・提供などを課税対象としています。納税義務者は、財貨・サービスの販売・提供などを行う事業者であり、最終的には消費者に転嫁されます。消費税は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう、税の累積を排除するためにその段階で、課された消費税額を控除する制度（仕入税額控除）が設けられています。

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることとなります。

このため、補助金の交付決定又は額の確定にあたっては、補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。

D-Q2 採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。

A: 採択通知に記載された補助金交付予定額が交付申請額の上限になります。補助金交付予定額を超える交付申請はできません。

D-Q3 補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、

補助対象経費になりますか。

A: なりません。プレート作成費及び貼付の費用についても同様です。

D-Q4 補助事業完了年とその後3年間にわたり「事業報告書」を提出するとありますが、エネルギー使用量の計測器購入および設置費用は、補助対象経費になりますか。

A: 補助対象外となります。ただし、計測器が直接CO₂削減に資する設備に一体不分離である場合は、補助対象経費として認められます。

なお、更新した設備の個別のエネルギーを測定する機器等が無い場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。その場合には、算出根拠、積算方法など、エネルギー使用量の算出が適正である根拠を示していただきます。

D-Q5 補助金の上限値、下限値はありますか。

A: 上限は1事業あたり1億5千万円、下限はありません。なお、上限は事業予算の余裕により制限される場合があります。

D-Q6 概算払を受けることができますか。

A: 財団が認めた場合は概算払ができます。概算払請求を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業者からの請求に基づき、実績等に応じた額の概算払を行います。

D-Q7 利便性、効用の維持を証明するための費用も補助対象となりますか？

A: 対象となりません。

(E) 応募申請書類及び手続に関すること

E-Q1 共同申請を行う際、応募申請書（様式1）の申請者は、誰にすれば良いですか。

A: 代表事業者としてください。

なお、代表事業者とは、交付規程第3条3で、「代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者」としています。

E-Q2 実施計画書（様式2）の「事業実施の代表者」は、誰にすれば良いですか。

A: 実際に補助事業を行う部署や事業所の責任者（部長、センター長等）で補助事業にかかる費用を支払う責任権限を持つ方としてください。

E-Q3 実施計画書（様式2）の「事業実施の担当者」は、誰にすれば良いですか。

A: 応募申請の代表事業者又は共同事業者と同じ団体、法人に所属する方で、補助事業に関わる事務手続きを実際に行い、財団と連絡を取り合える方としてください。当該法人以外のコンサルタントの社員等は不可となります。

E-Q4 各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページでも公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でもよろしいでしょうか。

A: 問題ありません。

E-Q5 弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。

A: グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況を提出してください。

E-Q6 代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要でしょうか。

A: 代表事業者と共同事業者それぞれで、貸借対照表及び損益計算書が必要です。

E-Q7 応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積りの取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請は可能ですか。

A: 応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書を元に作成いただいても構いません。ただし、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分された積算内訳書を添付してください。また、積算に必要な見積書は応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。

E-Q8 応募にあたっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書）等が求められていますが、その時も相見積が必要ですか。

A: 応募時は、1 者からの見積書で構いません。ただし、交付決定後の業者選定時には、競争原理が働く方法で発注先を選定する必要がありますので、必ず競争入札又は3者以上の見積書を徴取して最適な業者を選択してください。

E-Q9 公募要領にある「個人情報の取扱事項」は、特に同意書を提出する必要はないのでしょうか。

A: 「個人情報の取扱事項」は、申請書の提出をもって同意とみなしますので、趣旨に同意のうえ、応募申請書内の担当者欄などで求められている個人情報についてご記入いただくだけでかまいません。「暴力団排除に関する誓約書」と異なり、同意書の類を提出していただく必要はありません。

E-Q10 応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。

A: 交付決定前の辞退は可能です。採択通知前の場合は取下げ書を、採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、「中止（廃止）承認申請書」（交付規程 様式第6）を提出して財団の承認を受ける必要があります。

E-Q11 補助金の申請単位が事業所単位となっていますが、建物全体ではなく一部分の申請でも可能でしょうか。

A: 申請可能です。

(F) 補助事業の実施に関すること

F-Q1 業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。

A: とともに問題ありません。

F-Q2 工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。

A: 交付決定日以降に行ってください。

F-Q3 交付決定前に工事業者等への発注をしている場合は、補助対象となりますか。

A: 本補助事業は、交付決定日以降に開始することが要件となります。公募開始以降、交付決定前までの期間に当該発注、契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、交付決定日以降に発注、契約したものしか補助金の交付対象とはなりません。

F-Q4 工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどのようなことですか。

A: 競争入札又は3者以上による見積合せを行ってください。例外的に1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め財団に「理由書」を提出し承認を受ける必要があります。

F-Q5 補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。

A: 別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただし、その場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるように整理してください。

F-Q6 見積合せの業者として代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。

A: 競争原理の主旨を逸脱しない限り、問題ありません。

F-Q7 平成31年2月28日まで事業が完了している必要があるとありますが、引渡しが終わっていれば良いのでしょうか。

A: 事業完了とは補助事業者による補助対象となる工事等の検収確認が終了し、支払が完了した状態です。例外として、支払が行われていなくても請求行為が2月28日までに行われている場合には完了として認められます。この場合、補助事業者は3月8日ま

でに事業に係る領収書及び支払を証する書類を財団に提出してください（請求書の発行日が、3月1日以降のものは、いかなる理由があっても一切経費としては認めませんので注意してください。）。

F-Q8 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いでしょうか。

A: 速やかに財団に連絡してください。

F-Q9 応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

A: 交付申請の際に提出する実施計画書は、原則として、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。変更が必要な場合には、速やかに財団に相談してください。なお、交付決定後の変更の場合は、交付決定後に計画変更承認申請（交付規程第8条の三）による手続を行っていただきます。また、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請（交付規程第6条）の手続きが必要になります。

F-Q10 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

A: 「軽微な変更」とは、補助対象経費において、それぞれの費目の配分額のいずれか低い額の15%以内の変更であり、かつ以下の2点に該当する場合を指します。

(1) 事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

なお、変更する必要が生じ、不明な点がある場合は、財団に相談してください。

F-Q11 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。

A: 補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産等に「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（L2-Tech 導入実証事業）」で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

F-Q12 補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。

A: 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50

万円以上の財産です。これを処分の制限期間内に処分する時は財団に申請し承認を受けなければなりません。処分の制限期間は、その財産の法定耐用年数になり、法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるその財産の法定耐用年数となります。

F-Q13 既設の設備の処理には、制約や届出の必要はありますか。

A: 廃止の届出等は必要ありません。もし、スクラップ収入等があった場合は「寄付金その他の収入」に記載して総事業費から差し引きます。

F-Q14 補助事業が完了した後は、どのような報告書類の提出が必要ですか。

A: 完了実績報告書を提出してください（交付規定第11条）。

加えて事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業報告書を環境大臣に提出しなければなりません。

F-Q15 CO₂削減量について、申請時と実績値に差異が生じた場合はどうすればいいですか。

A: 申請時の削減値を達成できなかった場合は、達成できなかった理由を報告いただきます。

F-Q16 情報公開を可能とした場合は、自社で有する独自のノウハウなども対象となるのでしょうか。

A: メーカー側の独自のノウハウまで開示するものではありません。

F-Q17 J-クレジットは必ず認証を受ける必要がありますか。

A: J-クレジットの認証の取得は必須ではありません。ただし、事業者が補助金により設置した設備により生じた温室効果ガス排出削減効果をJ-クレジット制度に則りJ-クレジット化することは妨げません。

F-Q18 当該J-クレジットを移転又は無効化してはならないということは、事業者のものにならないということですか。

A: 事業者が補助金により設置した設備により生じた温室効果ガス排出削減効果をJ-クレジット制度に則りJ-クレジット化することは妨げません。ただし、事業者が当該補助金の実施要領や交付規定に定める事業報告を行う際、J-クレジット化し、移転又は無効化を行った削減量分は事業報告で求められる温室効果ガス排出削減効果から控除した量を報告することになり、事業者の温室効果ガス排出削減効果を減少又は無効化する行為となるため、耐用年数を経過するまでの間は移転又は無効化してはなりません。

F-Q19 J-クレジット認証を受ける費用は補助対象となりますか。

A: 補助対象外です。

F-Q20 ファイナンスリースを利用した場合、J-クレジットの所有権については、ファイナンスリース事業者が所有せずに、共同事業者が所有することは認められますか。

A: 共同実施者がJ-クレジット制度のプロジェクト実施者となる場合は、認められません。

F-Q21 先進性のある技術やシステムにおいては、J-クレジットの方法論がないと考えられますが、どのように対処すべきでしょうか。

A: 本事業ではJ-クレジットの認証を受けることが必須ではありません。認証を受けられる場合はJ-クレジット制度事務局に御相談の上対処してください。